

## ■「山梨県地下水の保全等に関する条例(仮称)」骨子の概要 ■

### 【目的】

- ・地下水の保全等に関して、基本理念、関係者の責務・役割を明確にし、地下水の適正な採取及び水源地域の適正な土地利用の確保について必要な事項を定めます。
- ・このことにより、地下水の保全等に関する施策を総合的に推進し、県民の福祉の増進に資することを目的とします。

### 【基本理念】

- ・地下水の保全は、地下水が県民共有の財産であることを踏まえ、県、事業者及び県民が、それぞれの責務又は役割を果たし、連携及び協働して取り組み、推進されなければならない。
- ・地下水の保全は、地下水の涵養と適正な利用を図ることにより推進されなければならない。
- ・水源地域の保全は、森林の水源涵養機能の維持及び増進を図るとともに、社会全体で森林を支えるという考え方のもとに推進されなければならない。

### 【関係者の責務・役割】

- ・県の責務、事業者の責務、土地所有者等の責務、県民の役割を定めます。

### 【地下水の適正な採取】

#### ○揚水設備の設置の届出

- ・吐出口断面積が一定規模を超える揚水設備を設置しようとする者は、事前に知事に届け出なければなりません。

#### ○勧告等

次のような場合、知事は勧告し、正当な理由がなくてこれに従わないときは、公表できることとします。

- ・届出内容が周辺の地下水の利用に影響を及ぼすおそれがあると認めるとき
- ・地下水の水量の保全のため、特に必要があると認めるとき
- ・届出をしないで、揚水設備の設置又は変更したとき

#### ○命令(緊急時の措置)

- ・知事は、地下水採取等に伴う障害の発生により、地下水の水量の保全を図る緊急の必要があると認めるときには、地下水の採取の停止や採取量の制限等の措置を命ずることができることとします。

#### ○地下水涵養の努力義務

- ・揚水設備を設置する者は、地下水の涵養に努めなければなりません。
- ・吐出口断面積が一定規模を超える揚水設備を設置する者は、地下水の涵養に関する計画を知事に提出しなければなりません。

#### ○地下水採取量の定期報告等

- ・吐出口断面積が一定規模を超える揚水設備を設置する者は、水量測定器を設置し、定期的に採取量を知事に報告しなければなりません。

#### ○常時監視

- ・知事は、地下水の水位等の状況を把握するため、常時監視を行います。

### 【水源地域における適正な土地利用の確保】

#### ○水源地域の指定

- ・知事は、水源涵養機能の維持及び増進を図るべき森林の存する地域を水源地域に指定します。

#### ○所有権等の移転等の事前届出

- ・水源地域において、規則で定める土地の所有者等は、当該土地の所有権等の移転等を行おうとするときには、事前に、知事に届け出なければなりません。

#### ○助言

- ・知事は、届出者に対して、当該土地を含む周辺の水源地域の保全を図るために必要な助言を行うものとします。
- ・届出者が助言を受けたときには、当該土地の所有権等の移転等を受けようとする者に助言内容を伝達するものとします。

#### ○勧告

- ・知事は、土地所有者等が届出をしないときや、立入調査を拒み、妨げ、忌避したときには、必要な措置について勧告し、正当な理由がなくてこれに従わないときは、公表できることとします。

### 【その他・罰則等】

#### ○市町村の条例との関係

- ・市町村条例により、本条例の目的を達成できる場合には、その市町村について本条例の全部又は一部の規定を適用しないこととすることができます。

#### ○罰則

次のような場合について罰則を設けます。

- ・緊急時の措置に関する命令に違反した場合
- ・揚水設備の設置又は変更について無届・虚偽届出した場合や、届出から規定の期日の経過前に設置した場合
- ・揚水設備の設置に関して氏名等の変更の無届や虚偽の届出をした場合や、立入検査を拒み、妨げ、忌避した場合
- ・地下水の採取量を報告せず、又は虚偽の報告をした場合